

令和 7 年 3 月 1 7 日

前橋市長 小 川 晶 様

前橋市水道事業等運営審議会
会長 田 中 恒 夫

下水道使用料の改定について（答申）

令和 6 年 4 月 2 5 日付けで諮問のありました下水道使用料の改定について、当審議会の意見をまとめましたので下記のとおり答申いたします。なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1 使用料改定の要否

地方公営企業が経営する下水道事業は、独立採算の原則に基づき運営されるため、汚水処理に要する経費については、本来下水道使用料（以下「使用料」という。）で賄わなければならない。

前橋市の下水道事業は平成 1 4 年に使用料改定を実施し、これまで企業債利息の縮減や支出の平準化等の経営努力により現行使用料を維持してきた。しかし、近年の人口減少や、節水意識の向上に伴う様々な節水機器（節水型トイレ等）の普及により、使用水量及び使用料収入が減少している。その一方で、管路（令和 5 年度末現在における下水管の総延長は1,549km）の維持管理、水質浄化センターその他の下水道施設の老朽化への対応等、年々維持管理経費が増加している。さらに、昨今の物価高騰の影響もあり、維持管理経費を使用料で賄えていない状況にある。

この状況が続くと、財源不足により管路、施設等の適切な維持管理を行うことができず、トイレその他の排水設備の使用制限、管路破損による道路陥没の発生等、市民生活への影響が懸念される。

また、維持管理だけでなく、老朽化の進む施設の更新に向けた財源確保にも対応する必要があることから、将来にわたり安定した経営を継続していくためには、使用料の改定はやむを得ない。

2 使用料改定率

下水道事業においては、汚水処理に要する経費を全て使用料で賄わなければなら

ない。つまり、経費回収率が100%を上回るように使用料収入を見込むべきであるが、使用料改定による市民負担の増加についても配慮を行う必要がある。そこで、今回の使用料改定においては、使用料算定期間（令和8年度から令和11年度まで）の各年度における経費回収率が80%（国庫補助金の一要件）を上回ることを目標として、改定率は25%程度とすることが望ましい。また、先行して改定された水道料金と比較して改定幅が大きいいため、改定率の根拠については、市民の理解が得られるよう丁寧に整理しておくことが望ましい。

3 使用料体系

汚水処理に要する経費を使用料で賄えていない原因は、使用料体系ではなく、適正な単価設定が行われていないためと考えられる。よって、現行の使用料体系は維持し、使用料単価を全体的に底上げして使用料収入を増加させることで、収入の不足を解消していくことが適当である。

(1) 基本料金

使用水量の多寡にかかわらず賦課される基本料金は、安定的に得ることのできる収入であることから、固定的に発生する経費（定例的に発生する委託料その他の維持管理費用、減価償却費等の資本費）を賄うことができるため、経営の安定性を確保するために継続すべきである。

(2) 従量料金

使用水量の多寡に応じて賦課される従量料金は、受益者負担である使用料の趣旨に照らして合理的なものであるため、継続すべきであるが、単価の見直しに当たっては、特定の使用者に使用料改定の負担が集中しないよう配慮を要する。

(3) 基本水量

基本水量制は、日常生活の上で最低限必要な排出量を考慮して設定されたものであり、基本料金と組み合わせて採用されている。現行制度を見直した場合における使用者の負担の公平性や経営の安定性に対する影響等を考慮すると、現行制度を据え置くことが適当である。

4 使用料の改定時期

現状の使用料体系では、使用料算定期間の初年度である令和8年度末には赤字となり、期間内に補填財源が不足する試算のため、使用料改定は令和8年4月1日からの施行が適当である。なお、前述のとおり、今回の改定では、経費回収率が80%を上回ることを目標とすることが望ましいとしたが、将来的に汚水処理に要する経費については、全て使用料で賄えるよう、今後も使用料改定の検討を継続すべきである。

5 附帯意見

(1) 使用料の改定と併せて、これまで行ってきた収入増加策や経費削減等の経営努

力の効果的な周知を行うとともに、他市町村の施策を検証し、下水道事業で活用できる場合は取り入れる等経営合理化に絶えず努めること。

- (2) 今後の人口減少社会では、使用料収入の減少だけでなく、汚水処理量の減少も見込まれる。使用料の改定と併せて、施設・設備の規模等を見直す視点も持って事業運営に取り組むこと。
- (3) 汚水処理に要する経費の一部に対し、一般会計から公費が投入されている。独立採算の原則を念頭に、公費投入額の縮減に取り組むこと。
- (4) 使用料については、財政計画期間ごとに定期的に見直しを実施すること。

以上

前橋市水道事業等運営審議会

会 長 田 中 恒 夫

副 会 長 稲 田 貴 宣

委 員 岩 上 芳 行

紺 正 行

齋 藤 幸 男

清 水 元 司

高 山 元 宏

羽 鳥 恵 子

林 典 子

(委員については五十音順)